

令和7年12月3日版

泉区マスコットキャラクター いっずん
イラスト等利用ガイドライン



1 利用目的

いっずんのイラスト等は、「泉区マスコットキャラクターいっずんイラスト等利用要綱」の第1条に定める内容を理解し、その趣旨に賛同していただける方がご利用いただけるものです。

ご利用にあたっては、下記の目的を尊重し、本ガイドラインの内容を守ってご利用ください。

泉区マスコットキャラクター いっずんは、

1 泉区民の泉区への愛着及び親しみの向上

2 泉区のPR

を目的としたキャラクターです。

2 いっずんについて

いっずんのプロフィールをご紹介します。

名前

いっずん

性別

なし

誕生日

平成18年11月3日

住んでいるところ

泉区の水辺

性格

元気いっぱい、食べることも大好き

趣味

泉区の自然の中で子供たちと一緒に遊ぶこと、泉区の見どころ探し。花を育てること。

特技

子どもたちとすぐ友達になれること。
川を泳ぐこと。

好きなもの

泉区でとれる食べ物。
「泉区の大地と人が育てたおいしい食材、全部大好きだずん！」

特徴

語尾に「ずん」をつける

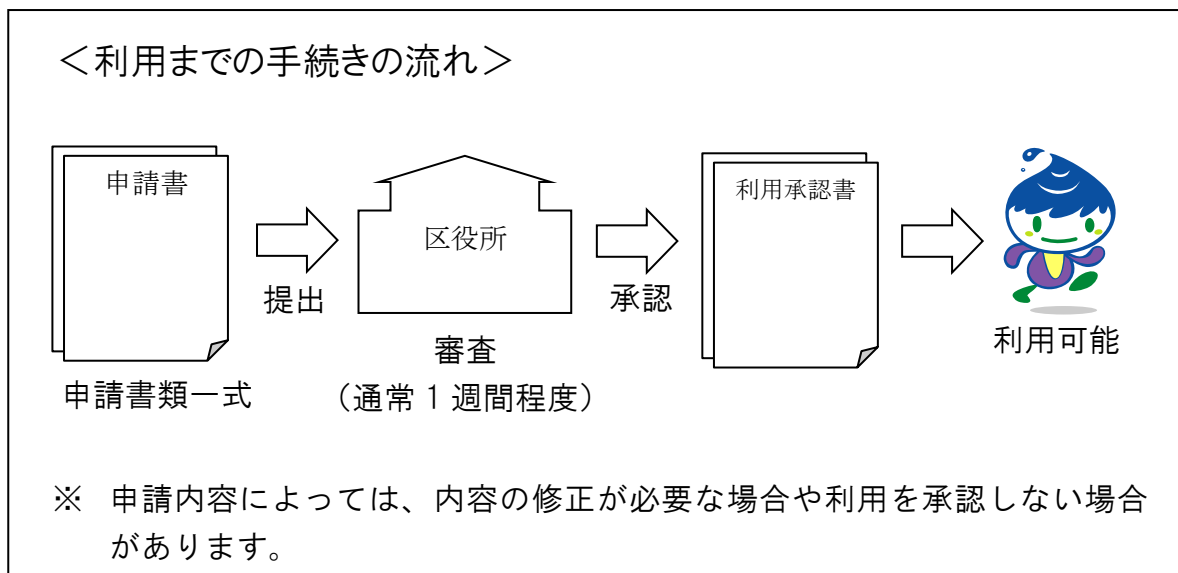
泉区との出会い

平成18年11月3日、泉区が20回目の誕生日を迎えたその日、いっずんは、泉区の水辺でポンっと生まれました。町には子どもたちの楽しそうな声や賑やかな音楽が響き、お祝いムードでいっぱい。いっずんは、泉区の鳥や子どもたちにあたたかく迎えられ、とても嬉しそうでした。町中を探検したいっずんは、緑や水辺の心地よさや、新鮮でおいしい食べ物にすっかり夢中になりました。そして泉区が大好きになり、ずっとここに住むことを決めたのです。

3 利用承認

いっずんのイラスト等を利用する場合は、事前に利用の申請を行っていただき、承認を受ける必要があります。

(1) 利用手続



(2) 申請書

申請書に必要事項を記入の上、利用するイラスト等のデザイン案を添えて、下記までご提出ください。

※ 申請書の様式はホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/shokai/mascot/izzun.html>

245-0016

横浜市泉区和泉町 4636-2 泉区役所 区政推進課 企画調整係

TEL 800-2331 FAX 800-2505 Mail iz-kusei@city.yokohama.lg.jp

(3) 変更申請

一度利用申請を受けた内容について、変更がある場合は、必ず、変更申請書をご提出ください。

※ 変更申請書の様式はホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/shokai/mascot/izzun.html>

4 イラスト利用に関する注意事項

(1) 基本情報

●色指定について

印刷の色に指定があります。

いっずんの色を変更することはできません。指定色のままか、単色での利用となります。周りの印刷がカラーの場合は指定色でご利用ください。



<指定色>

●カラー

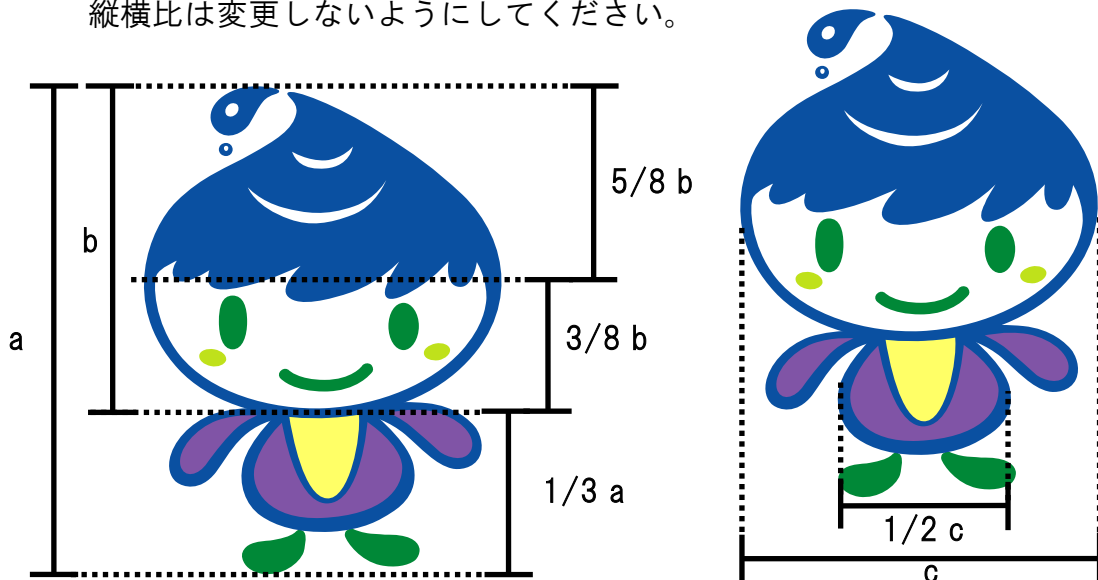
				
C100+M50 DIC 182	C100+Y100 DIC 643	C25+Y95 DIC 128	C50+M60 DIC 106	Y60 DIC 571



<単色>

●縦横比について

縦横比は変更しないようにしてください。



●イラストの反転

イラストを反転して使用しないで下さい。

●基本イラストパターンについて

※この基本パターン以外のイラストを新たに作成することは禁止です。

※各イラストの名称は参考です。イメージに合うものであれば、名称に関わらず使用することが可能です。 例：⑭勉強 A⇒働く など

<いっずんの基本イラストパターン>



①基本形



②紹介(左)



③紹介(右)



④案内



⑤注意



⑥喜ぶ



⑦すごく喜ぶ



⑧驚く



⑨困る



⑩走る A



⑪走る B



⑫走る C



⑬お辞儀



⑭勉強 A



⑮勉強 B



⑯泣く



⑰怒る



⑱汗をかく



⑲困っている A



⑳困っている B



㉑考える



㉒思いつく



㉓歩く A



㉔歩く B



㉕読書横 A



㉖読書横 B



㉗読書前



㉘後ろ



㉙横 A



㉚横 B



㉛お祭り



㉜歯磨き



㉝料理



㉞手洗い



㉟食事



㊱積み木



㊲顔のみ A



㊳顔のみ B



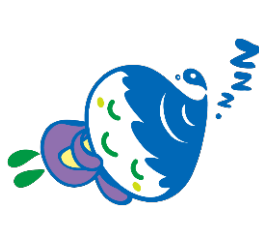
㊴ひょっこり A



㊵ひょっこり B



㊶メモ



㊷睡眠



㊸見上げる



㊹座る



㊺クリスマス



㊻お辞儀 (ヘルメット)



㊼誘導

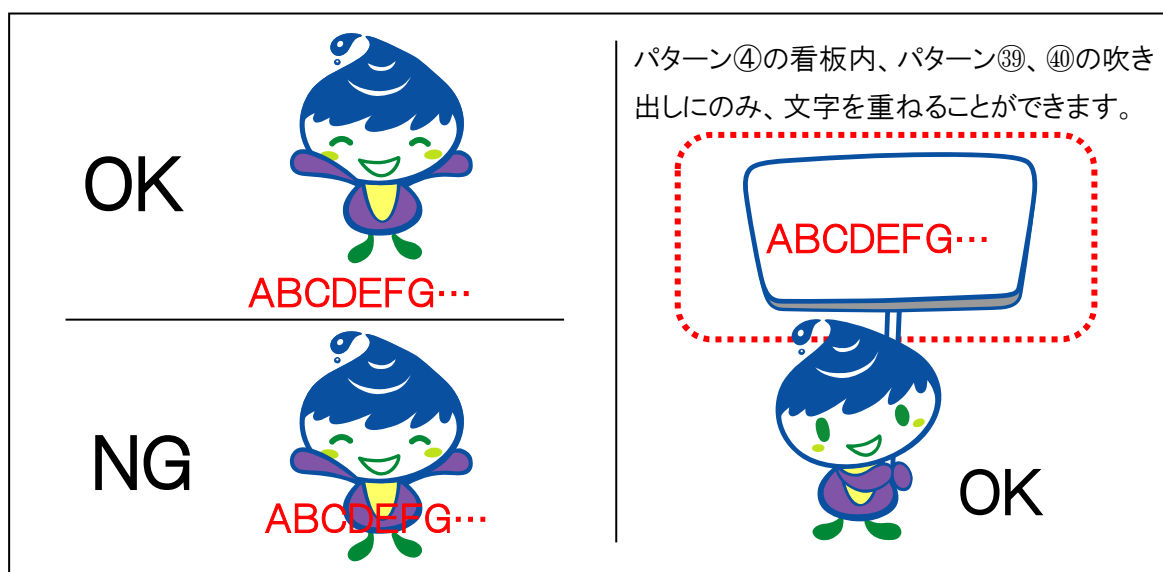
(2) キャプションの表示

原則としていっずんの近くに【泉区マスコットキャラクター いっずん】の表示及び「イラスト等利用承認通知」で示された【利用承認番号】を記載してください。



(3) 文字の重ね表示の禁止

いっずんに文字を重ねないでください。



(4) イラストの一部分のみの使用の禁止

他のイラストを重ねる、イラストの一部分だけを切り取るなど、いっずんのイラストの一部分のみが見える状態での利用を禁止します。

例：服を着せる、帽子をかぶせる、
メガネをかける、など



※ただし、加工食品や造形物などでいっずんの全身を表現することが難しい場合など特別に許可を受けた場合を除きます。

※イラストパターン「③④手洗い」のハンドソープ、イラストパターン「④②睡眠」の「zzz.」は削除が可能です。

（５）基本イラストパターンのデザイン加工

（６）に規定する「特定商品関連情報」に該当しなければ、以下の通りの基本イラストパターンのデザイン加工が可能です。イラストの利用申請書類と一緒に、デザイン加工案を提出して下さい。利用承認を受けた後でもいっずんのイメージを損ねる様なデザイン加工が認められた場合はいっずんのイラスト利用の中止を求める場合があります。

ア イラストパターン「④案内」の看板の形状・サイズの変更

例：鯉のぼりを持たせる 看板を縦長にする など

イ イラストパターン「④④勉強 A、④⑤勉強 B」の机の上の物の追加

例：パソコンを置く 文房具を置く など

ウ イラストパターン「④⑤読書 A、④⑥読書 B、④⑦読書前」の本の変更

例：持っている本に文字を重ねる、本の種類を変更する など

※いっずんの動きと合致するものであれば、持っているものを変更することも可能です 例：本→携帯電話

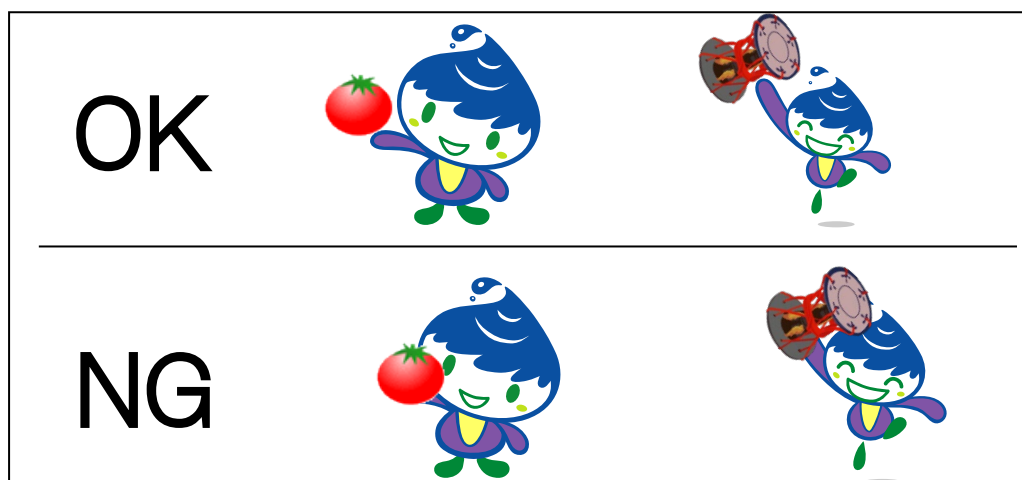
エ イラストパターン「④⑨ひよっこり A、④⑩ひよっこり B」の吹き出しの変更

例：吹き出しの形を変える など

オ いっずんのイラストに物を持たせる

いっずんのイラストに物を持たせることは可能です。その場合、いっずんの顔が隠れるなど、（４）のイラストの一部分のみの使用の禁止に該当しな

いように注意して下さい。



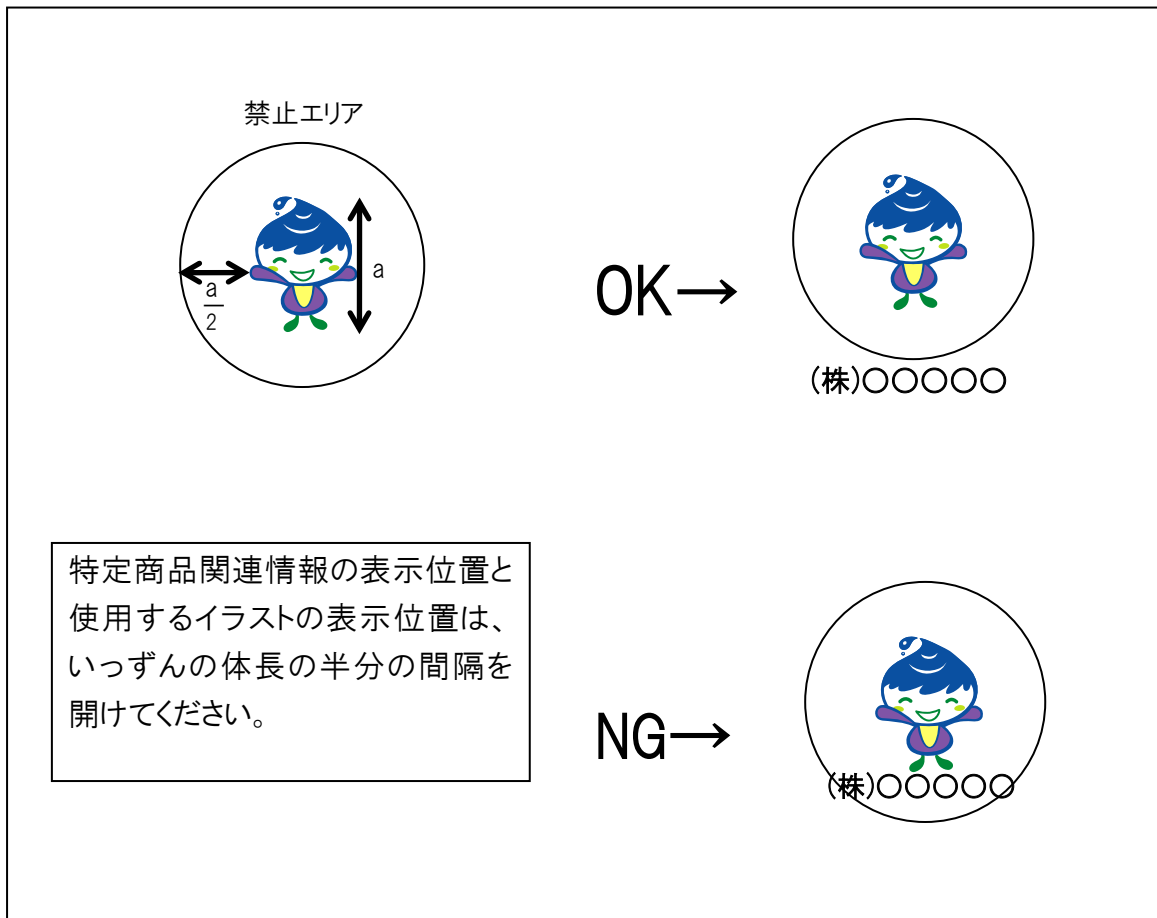
(6) 特定の商品/企業/団体の「おすすめ」はできません。

パッケージや広告等で、特定の商品や企業の応援、紹介、説明をすることはできません。「特定商品関連情報」の取扱いに注意してください。

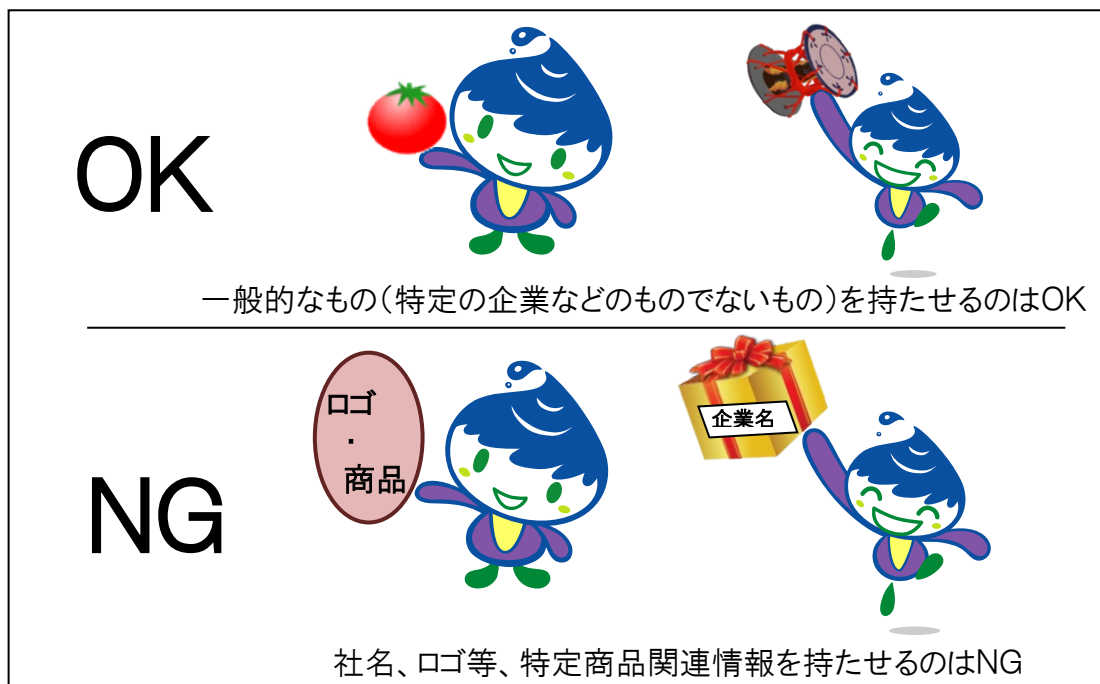
「特定商品関連情報」とは

特定商品関連情報	(備考)
商品名	
商品画像	商品が特定できない一般的なものは可
価格情報/商品情報	
企業名/団体名/企業ロゴ等	

- いっずんのイラストに近い位置には「特定商品関連情報」を配置できません。



- いっずんには特定商品関連情報を持たせることはできません。
(特定の企業・商品などを表さない一般的なものであれば持たせられます。)



- いっずんが、特定の商品等を説明・推奨する表現はできません。

例：「この〇〇(特定の商品名)おいしいずん。」

「原料に〇〇社の△△を使用しているずん」など

5 いっずんの造形物等の利用について

イラストそのものを使用していない場合でも、イラスト等利用申請が必要です。

例：いっずんを模した裁縫製品、食品 など

6 いっずん利用商品等の名称について

形、柄、パッケージ等にいっずんが使用されている場合、商品名に「いっずん」の名称をつけることは可能です。ただしいっずんの好みやおすすめを表現するような商品名への利用はできません。

OK	いっずんクッキー いっずんサブレ	いっずんストラップ
NG	いっずんも大好き〇〇クッキー いっずんおすすめチョコレート	



泉区マスコットキャラクターいっずんイラスト等利用ガイドライン

発行／横浜市泉区役所 令和7年12月3日

担当／総務部区政推進課企画調整係

住所／〒245 - 0024 横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号

電話／045 - 800 - 2331